

令和8年度 いじめ防止基本方針

北上市立北上北中学校

はじめに

本校では、平成26年4月に作成された「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」の策定を受けて、平成27年度に「北上北中学校いじめ防止基本方針」を策定し、適用してきた。今般、平成29年3月、国の基本方針が改訂されたことを受けて、これまで通り「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、県の基本方針改訂に準じ、平成30年度に見直し・改訂を行い現行「北上北中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

まず何よりも、本校は「学びの場」として、全ての生徒が安心して通える学校であり、全ての保護者の方々が安心して子供たちを託せる学校でなければなりません。

その一環として「いじめが起きない学校」「いじめを起こさせない学校」「いじめを許さない学校」作りにも取り組んでいます。これまでは、いじめが少ない学校ではありましたが、それに甘んじることなく、教職員が一丸となって更なる、理想的な教育環境の形成に取り組んでまいります。

いじめが起きない学校であるためには、日々の教育活動が「生徒ひとりひとりを大切にする」場であればなりません。生徒たちは自らが、あるいは自らの個性が大切にされることによって、他者や他者の個性を大切にする徳性を培っていきます。生徒ひとりひとりが自由に自らの個性を輝かすことのできる学校であってこそ「健全な社会の実現に貢献できる若者を育成すること」にもつながっていきます。

また、本校は「いじめを起こさせない学校」として、普段の教育活動での「いのちの教育」だけでなく、いじめに特化した予防的な教育やいじめとみなされる事例が起こった場合の初期対応（調査等を含む）や当事者や保護者への事後の取り組みなどについても、更なる進化を目指していきます。それと同時に「いのちの教育」の観点から、いじめは時としてひとりの人間の人生や生命までも脅かすものであるという認識を教職員や生徒全員が共有し、「いじめを許さない学校」に必要な教育指導を行っていきます。

第1章 いじめの定義・基本認識

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
具体的には以下のようなものが例としてあげられる。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる。

2 いじめの理解

- ① いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなりかねないような、深刻な問題。
- ② 最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくい。
- ③ いじめは、どの学校においても起こり得るもの。
また、誰もが被害者にも加害者になり得る。
- ④ いじめは日常生活の延長線上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しい。
⇒教育関係者は、いじめに関する理解を深めておくことが必要。

【「生徒指導提要」（文部科学省）より】

3 いじめに対する基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた生徒の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの生徒、どの学校にも起こりうる。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側に問題があるという見方は間違いである。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者が一体となって取り組まなければならない課題である。

第2章 未然防止のための取り組み

1 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

2 いじめ防止のための組織

- ① 名称 : 「いじめ対策委員会」の設置
- ② 構成員 : 校長・副校長・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当
養護教諭・スクールカウンセラー
- ③ 役割
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ いじめ防止基本方針の見直し
 - キ 緊急対応
- ④ 年間計画の作成

いじめの未然防止の大切さについて共通理解を図るため、全教職員・生徒・保護者に対して以下のような取り組みを組織的・計画的に行う。

月	場	内容	対象
4月	職員会議	・いじめ基本方針の確認	全教員
	P T A総会等	・「北上北中学校いじめ防止対策基本方針」の提示	保護者
1学期	各学級	・生活アンケート・いじめ調査・教育相談・QUの実施①	生徒
2学期	各学級	・生活アンケート・いじめ調査・教育相談・QUの実施②	生徒
3学期	職員会議	「いじめ防止対策基本方針」の見直し	全教員
週1回	道徳授業	学級・学年の実態に応じた道徳授業を確実に行う	生徒
随時	学級指導	自他を大切にする指導、よりよい集団づくり等	生徒
適宜	いじめ防止対策委員会	各学級・学年からの実態報告や「いじめ」に関する報告	全教員
随時	カウンセラー相談	相談のあった生徒や保護者、気になる生徒等へのカウンセリングの実施と報告	生徒・保護者・(教員)

3 いじめ防止のための取り組み

<生徒への指導の観点として>

- ◎生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ◎わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ◎思いやりの心や、生徒一人ひとりのかけがえのなさ、命の大切さ等を、道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ◎「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒がもつよう、様々な活動の中で指導する。
見て見ぬふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員側の資質向上に関して>

- ◎生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられ自己肯定感を持つような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ◎生徒が自己実現を図れるよう、子どもが生きよう授業を日々行うことに努める。
- ◎生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ◎「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動を通して生徒に示す。
- ◎生徒一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ◎生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ◎「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人權感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ◎問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ◎道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめについて考え、話し合いをする活動や、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、生徒同士で悩みを聞きあう活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

<学校全体として>

- ◎全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ◎いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。

- ◎「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。
- ◎教職員が、「いじめ問題」に関する講話や指導を全校朝会・その他の教育活動等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ◎「いじめ問題」に関する生徒会としての取り組みなどを行い生徒の自治的アプローチも大切にする。
- ◎いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域・学校評価等その他に関して>

- ◎生徒の様子の変化に気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ◎「いじめ防止基本方針」について、様々な情報発信等により、周知徹底を図る。
- ◎「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを校報・各種通信等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ◎取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめ防止のための取り組みに係わる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ◎特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込むことの無いよう、また学校が定めた方針等に沿って、情報を適切に記録しておく。

第3章 早期発見のための取り組み

1 早期発見のための考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめは、当事者からの申し出では認知しにくいものである。私たち教員側が常にアンテナを張り、感度を高めて、早期発見に向けて取り組むことが重要である。

2 早期発見のための取り組み

- ① 日常の交流を通しての観察

授業時はもちろんのこと、休憩時間、放課後や清掃の時間など、他愛のない会話や普段の様子に目を配り、些細な変化や生徒の表情に気づくことができるよう努める。
- ② 個人面談を通しての聞き取り

定期的な面談はもとより、生徒が希望したときには面談ができる用意を整えておく。また、それらの面談の中から異変を読み取ることができるよう注意を払う。
- ③ 保護者との連携

保護者と連携して生徒を見守る上で家庭との密な連絡は不可欠で、保護者との信頼関係を築くことを日頃から意識しておく。
- ④ 各種意識・アンケート等調査による実態把握

「健康調査」「生活アンケート」その他各種アンケート・調査を通して、生徒の実態把握に努める。また、いじめが疑われることが起きた場合、適宜学級・学年・全校で調査を行い、事態解明を迅速に行うことができるようにする。
- ⑤ インターネット（SNS）上のいじめに関する対応。

生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、「情報モラル教室」等学習の場を設定する。また、教職員は、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうることを理解し、ネットパトロールなどインターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

⑥ その他の相談窓口の活用

ア 外部の相談窓口の紹介

イ 校内の相談窓口・・・○スクールカウンセラー ○保健室 ○各教員

これらの情報は早い段階で担任・授業担当者・学年・部などで共有し、事態が深刻化しないよう指導に当たる。また、知り得た情報の取り扱いについては、生徒・保護者の信頼を損なわないよう慎重を期し、個人情報保護法に則って適切に管理する。

第4章 解決に向けての取り組み

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切な事である。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2 いじめの解消についての考え方

「いじめが解消している状態」については、少なくとも以下の2点の要件が満たされている必要があると捉える。

① いじめに係わる行為が行われていないこと。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間を目安とする。その期間が経過するまで、細心の注意を払って観察・情報収集を行い、その後判断を行う。

行為が止んでいない場合には、改めて、相当の期間を設定して状況を観察する。

② 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

3 いじめ対応マニュアルの活用

本校では、次に掲げる『(仮称) いじめ対応マニュアル』を定め、いじめが発生した場合において、全教職員が共通の認識を持って、事態に対処できるように取り組む。

「いじめ」対応マニュアル

北上北中学校 生徒指導部

◎いじめが発生した場合、各教職員・機関が連携し、以下の手順で迅速に対応する。

1. いじめの認知 : 担任・保健室・教科担当・部担当・カウンセラー等

① いじめを認知した場合、まずは被害生徒を保護し、事情を聞く。

⇒可能であれば調査書を取りながら話を聞き、事実関係を把握する。

② いじめを認知した者は、速やかに学年主任に報告し、対応を協議する。

⇒「いじめ対策委員会」の立ち上げ : 構成員は、担任・学年主任・生徒指導主事

この間、同委員会は生徒指導部長と連携しながら、必要な対策を講じる。

場合によっては、保健室、カウンセラー、関係職員などと情報を共有する。

生徒指導主事は、いじめの発生を副校長に報告し、逐次経過を報告する。

③ 保護者への連絡

⇒事態が明確になれば、適切なタイミングで保護者に事情を説明する。

その際、被害生徒の主張と学校の対応を伝えるにとどめ、今後継続して調査・対応を進める旨を理解してもらう。

2. いじめ被害生徒のケア : 担任・(保健室)・(部担当)・(カウンセラー)

① 被害生徒が負った心の傷を少しでも緩和する対策を取る。

⇒必要に応じて担任、保健室、カウンセラーが生徒の話を聞き、心のケアに努める。

② 今後の見通しを立て、問題解決に向けた方向性を確認し、生徒の安心を図る。

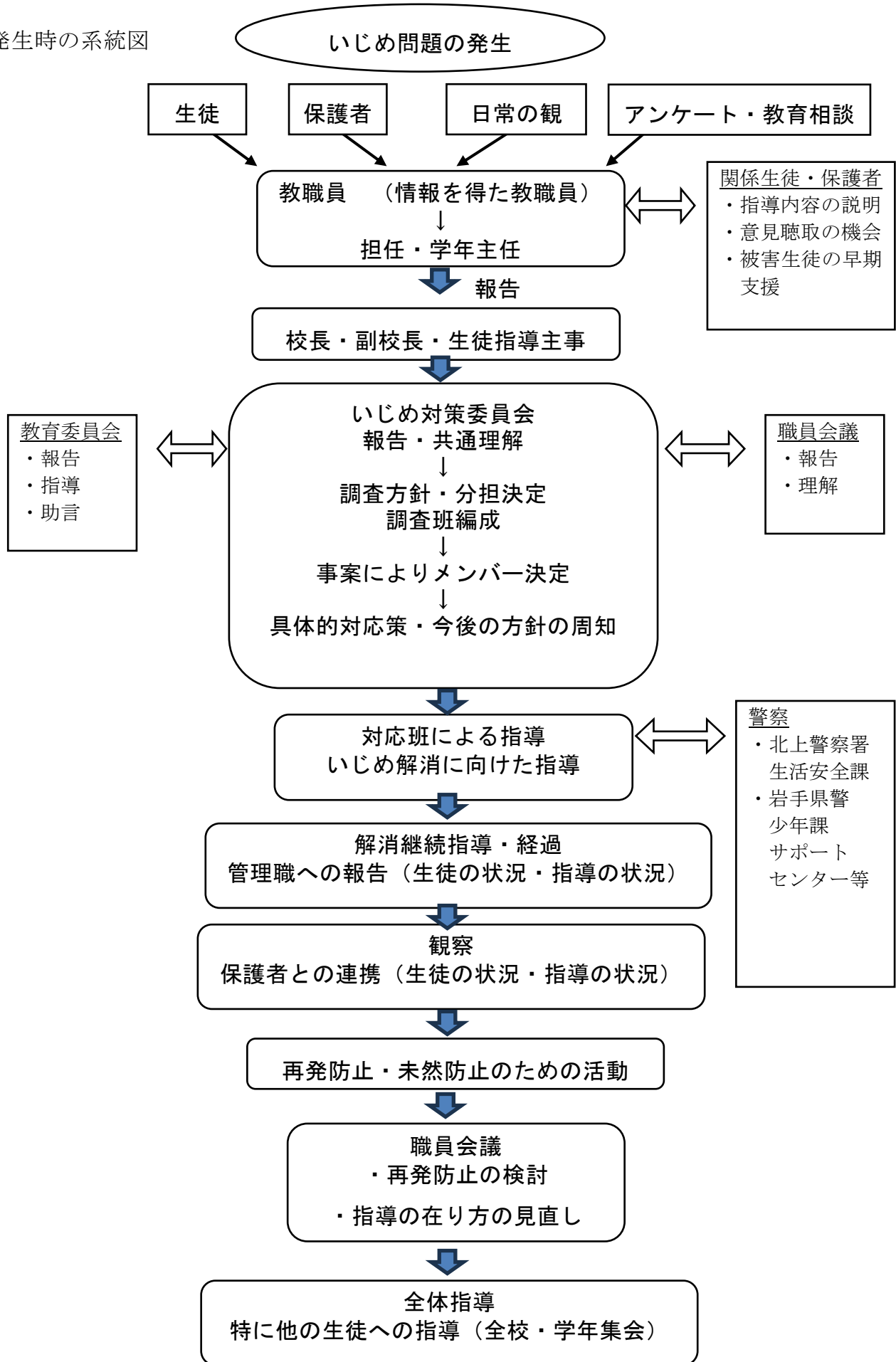
- ① 必要に応じて、家庭訪問や日常の中での声掛けなど、配慮を怠らない。
3. いじめ加害生徒の調査 : 担任・学年教員・生徒指導主事
 - ① 加害側とされる生徒に対し事情聴取を行う。
⇒調査書に一連の行動を記させ、被害側の主張と照らし合わせて、事実確認をする。
その際、双方の言い分に耳を傾け、先入観で調査しないよう注意する。
また、加害が明らかな場合、加害生徒と被害生徒が接触しないよう充分配慮し、加害生徒は基本教室に入れぬ。
 - ② 加害側が複数の場合、個別に聴取し、連絡を取り合えないように配慮する。
 - ③ 加害側についても保護者に連絡を取り、事態の説明を行う。
 - ④ いじめの程度が著しい場合、駐在所・所轄警察署に連絡し、事象の報告と相談を行う。
 - ⑤ その他、事情を知っている生徒にも客観的な意見を聞き、判断の材料とする。
4. いじめ加害生徒の指導 : 担任・学年会・指導部会
 - ① 担任は事実関係を把握した後、加害生徒の教育的指導について学年会を開催し、指導措置の原案を作成する。
 - ② 当該学年会原案を指導部会で協議し、指導措置を決定する。
 - ③ 生徒指導主事は速やかに説明の場を設定し、保護者召喚のもと、本人・保護者に、校長から指導措置を説明し、反省を促す。
 - ④ 担任は、本人の反省度合いを注意深く観察し、指導措置を有効なものにする。
⇒状況により家庭訪問をし、反省作文や課題の進捗状況を確認して、反省の判断材料とする。
5. 事態の収束に向けて : 担任・学年会・(部担当)等
 - ① 謝罪あるいは和解の場を設け、今後の学校生活を円満に送れるようサポートする。
 - ② 被害生徒が、安心して学校生活を送れるよう充分な配慮をする。
 - ③ 加害生徒が、指導措置を経て反省・成長しているかを見極め、期間を終えても継続して教育的指導を行う。
 - ④ 被害生徒が・保護者が被害届を出す場合、学校としてはそれを妨げるものではない。
 - ⑤ いじめが起きた集団へは、ただ見ていた生徒や同調した生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、その行為自体がいじめに加担していることを理解させ、二度と起こらないよう働きかける。
6. 注意事項
 - ① 担任、部担当等当該教員は一人で抱え込まず、必ずチームで対応する。
 - ② 被害・加害生徒の保護者への連絡は、学校への不信感に繋がらないよう細心の注意を払う。
 - ③ 調査・聞き取りは長時間に及ぶ可能性があるため、当該生徒の体調・食事・生理現象には充分配慮する。
 - ④ 特に被害者側の保護者は感情が昂ることもあり、学校に対して感情的で不適切な対応を要求することもあるが、その気持ちに寄り添いながらも、慎重に意見を聞くよう心がける。
 - ⑤ 加害者の保護者は、事態を受け入れられず、被害者側に攻撃的になることあるが、言葉を尽くして理解を求めよう働きかけ、決して学校側が感情的にならないよう十分に注意する。

※ いじめは許されるものではない。

いじめを発見した場合、あるいはその兆候が見受けられた場合は、このマニュアルに則り(緊急・重大事態の場合は、その限りにあらず。)被害生徒の心情に充分配慮した上で、迅速かつ徹底的に対応し、事態の早期解決に向け、私たち教職員一同は全力で取り組むことを共通理解する。

●いじめが起こった場合の組織対応

発生時の系統図



第5章 重大事態への対応

1 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

【法 第28条】

①については、例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安に係わらず学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして調査や報告に当たる。

2 報告（第一報）

重大事態が発生した旨、北上市教育委員会と連携を取りながら、岩手県教育委員会に報告する。

3 調査の組織

学校は、当該重大事態に係わる調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

【法 第28条】

本校の場合、学校が主体となって調査組織を設けることも考えられるが、その際「いじめ対策委員会」の他事態に応じて適切な専門家を加えることも考えられる。

4 調査

この場合の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析・評価等に高度の専門性を有する場合や遺族が本校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際には、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を護ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援を行う。

② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめられた生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等に着手する。

③ 生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに充分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して進めていくこととする。

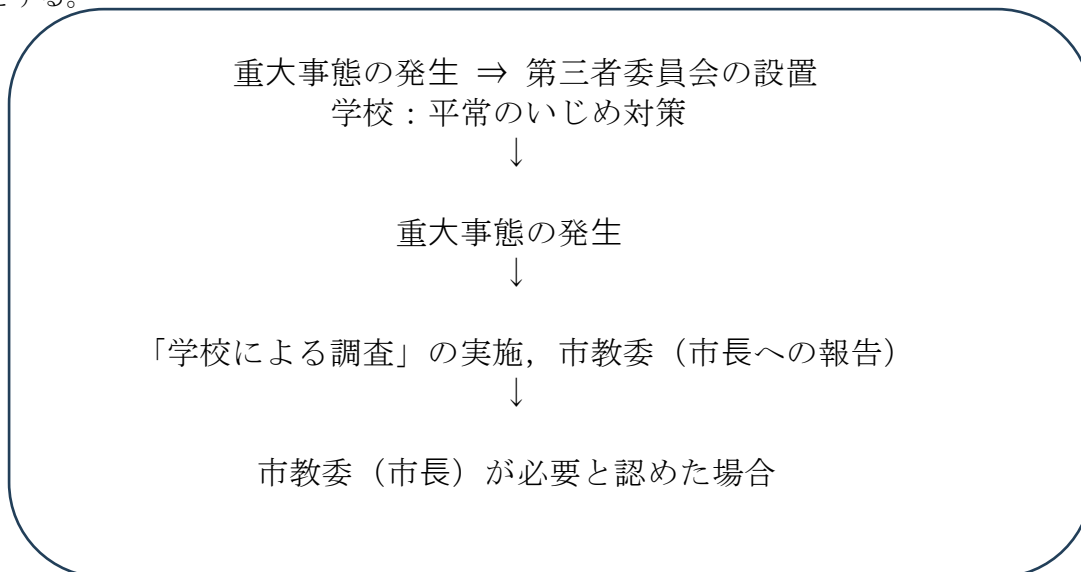
5 調査結果の提供及び報告

学校がいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報提供に当たって、学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に充分配慮して適切に提供する。また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめ

られた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果については、北上市教育委員会に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

記者会見、マスコミ対応及び保護者対応等については、特別な場合を除き、窓口を一本化し学校長の対応を基本とする。



※第三者委員会

- ・教育に関する法律の専門家（教育学部などの大学の学識経験者など）
- ・司法の専門家（少年事件の経験を持つ弁護士など）
- ・こころの専門家（臨床心理士，精神科医，児童精神科医など）

第6章 関係機関との連携について

(1) 教育委員会との連携

学校において深刻ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や生徒相談所などの専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止・転学・退学措置について

他の生徒の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会が中心となり、懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から出席停止の措置を設ける。

また、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守るため、いじめた生徒に対する転学も弾力的に対応する。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められるような事案に関しては、早期に所轄の警察署や県警の少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。特に生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する。